福島県福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　県は、福島再生加速化交付金制度要綱（平成２６年２月２８日付け内閣府・各省庁連名。）、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））実施要綱（令和３年５月２７日付け。以下「国実施要綱」という。）及び福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））交付要綱（令和３年５月２７日付け復本第１０６２号。以下「国交付要綱」という。）に基づき、福島県の原子力災害に起因する風評の払拭を図り、福島の復興・再生を加速化させるため、市町村が自らの創意工夫により行う復興・創生に向けた取組や食品等の安全性の情報と地域の魅力に関する情報を併せて主に福島県外に発信する取組に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和４５年福島県規則第１０７号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助の対象及び補助金の交付額）

第２条　補助金は、市町村が別表１に掲げる事業を行う場合に、当該事業に要する経費（同表に掲げる補助対象とならない経費を除く。）について、市町村に対して交付するものとし、その額は同表に掲げる補助率の範囲内において知事が定める額とする。ただし、原則として別表２に定める交付限度額と比較して少ない方の額とする。

（申請書の様式等）

第３条　規則第４条第１項の申請書は、福島県福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））事業補助金交付申請書（第１号様式）によるものとし、交付を受けようとする市町村は、知事が別に定める日までに、知事に提出するものとする。

（交付決定前の事前着手）

第４条　市町村は、規則第５条に定める知事の交付決定を受ける前に、福島県福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））事業補助金交付申請書（第１号様式）に記載した事業に着手する必要がある場合には、福島県福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））事業補助金交付決定前着手申請書（第２号様式）を知事に提出し、その承認を受けて着手することができる。

（補助金交付の条件）

第５条　規則第６条第１項第１号に規定する別に定める軽微な変更は、次の各号に掲げるいずれかの変更とする。

（１）補助対象経費の２０％以内の減額

（２）補助対象経費及び補助金交付申請額の変更以外で、事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更

（変更承認の申請等）

第６条　市町村は、規則第６条第１項第１号又は第２号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））事業変更（中止・廃止）承認申請書（第３号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第７条　規則第８条第１項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して１０日を経過した日とする。

（概算払）

第８条　知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

２　前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、市町村は、福島県福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））事業補助金概算払請求書（第４号様式）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第９条　知事は、規則第１１条の規定により、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業の進捗状況について市町村に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

２　市町村は、当該事業が完了したときには、速やかに福島県福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））事業完了報告書（第５号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条　規則第１３条の規定による実績報告は、福島県福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））事業実績報告書（第６号様式）により、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して３０日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに知事に提出して行うものとする。

（補助金の交付の請求）

第11条　規則第１４条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた市町村は、福島県福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））事業補助金交付請求書（第７号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

なお、全額概算払を受けた場合には、この限りではない。

（財産の管理等）
第 12 条　市町村は、補助事業の実施（補助事業の一部を第三者に実施させた場合を含む。）によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
２　市町村は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（第８号様式）を備えて管理しなければならない。
３　市町村は、当該年度に取得財産等があるときは、実績報告書に取得財産等管理明細表（第９号様式）を添付しなければならない。
４　知事は、市町村が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることができる。

（財産の処分の制限）
第 13 条　規則第１８条第１項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間とする。
２　規則第１８条第１項第２号及び第３号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の機械、器具、その他の備品とする。
３　市町村は、規則第１８条第１項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（第１０号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）
第 14 条　知事は、市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該市町村にその超える部分について県に返還することを命ずることとする。

（会計帳簿等の整備等）
第 15 条　補助金の交付を受けた市町村は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

（市町村に対する指導及び助言）
第 16 条　知事は、市町村に対して、本事業の適正な施行のため、必要な指導及び助言をすることができる。

（事業計画の評価及び公表）
第 17 条　市町村は、知事から交付決定を受けた事業計画について、別に定めるところにより速やかに公表するものとする。
２　市町村は、当該年度に実施した事業について、知事が別に定めるところにより

事業の実施状況に関する調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を実施する。当該評価については、知事に報告するとともに、公表するものとする。

（その他）

第18条　この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行し、令和８年度の補助金から適用する。

別表１（第２条関係）交付対象事業

<table>
<tr><td>対象事業
（費用）</td><td colspan="2">A　地域の魅力発信事業</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">１　情報発信事業</td></tr>
<tr><td></td><td>（１）風評動向調査</td><td>地域の観光・生産物に対する風評被害の実態を正しく把握するために行う調査に要する経費</td></tr>
<tr><td></td><td>（２）体験等企画実施</td><td>地域の復興・創生に向けた取組や食品等の安全性等を体験等してもらうための、体験・交流イベント等の開催に向けた企画・実施のために要する経費</td></tr>
<tr><td></td><td>（３）情報発信コンテンツ作成</td><td>地域の魅力発信のための、食品の安全性、地域の自然環境、風土等を広く知ってもらう情報発信コンテンツの作成・発信に要する経費</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">２　外部人材の活用</td></tr>
<tr><td></td><td>（１）企画立案のための外部人材の活用</td><td>地域の魅力発信を計画的かつ効果的に実施するための、外部人材活用のために要する経費</td></tr>
<tr><td></td><td>（２）地域の語り部の育成</td><td>地域の復興・創生に向けた取組等を訪問者等に伝えるための語り部を育成するために要する経費</td></tr>
<tr><td>補助率</td><td colspan="2">交付対象経費の１／２以内</td></tr>
<tr><td>交付対象となる経費</td><td colspan="2">旅費、会議費、謝金、備品費、消耗品費、外注費、印刷製本費、補助員人件費、委託費、人件費等</td></tr>
<tr><td>交付対象とならない経費</td><td colspan="2">金券、商品券、特定の個人（団体）が利益を享受するような費用や汎用性の高い備品等、事業の実施に当たり交付の対象として適さないと認められるもの</td></tr>
<tr><td>満たすべき要件</td><td colspan="2">１　目的及び目標に資する取組として、実現可能な企画等であると認められること。
２　風評の払拭を図る主な対象が、原則として福島県外の住民を想定していると認められること。
３　地域の課題に即し、市町村が自らの創意工夫によって、一過性の取組に終わることなく、連鎖性を持って国内外に拡散されていくような仕掛けづくり等がなされていると認められること。また従来から行っている取組の単純な振り替えではなく、新たに取り組む事業であると認められること。
４　一の市町村の区域を超えて複数の市町村で連携して情報発信等を行う事業については、関係市町村と調整されていると認められること。
５　風評動向調査にあっては、地域の魅力向上・発信のため他の事業と併せて実施する事業であること。</td></tr>
</table>

別表２（第２条関係）　交付限度額

地域区分	対象市町村名	交付限度額
1	いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村	25,000 千円
2	上記以外の福島県内の市町村	10,000 千円

※　複数の市町村が連携して事業を実施する場合には、当該事業をとりまとめる１市町村に対し、当該事業に係る交付金総額（連携する市町村の合計額）の 20%を予算の範囲内において加算することができる。ただし、加算額の上限は、別表２に規定する交付限度額の 20%以内とする。